

保健に関すること

1 健康診断について

学校では、「病気の疑い」を早期に発見し、児童の健康の保持増進を図るため、健康診断や体に関する検査を行っています。

結果は『健康のようす』にて、ご家庭にお返しします。

また、受診が必要な場合は、受診勧告書をお渡ししますので、専門医で適切な検査、治療を受けてください。

各検診・検査の項目については、以下のとおりです。

| |
|---|
| 内科検診 耳鼻科検診 眼科検診 歯科検診 心臓検診 尿検査 身体測定 視力検査 聴力検査 色覚検査（4年生希望者）等 |
|---|



2 出席停止について

インフルエンザなどの感染症にかかった場合は、流行を阻止するため、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。医師の診断を受けられたら、すぐ学校までお知らせください。

また、医師の登校許可が出ましたら、学校からお渡しする「登校許可報告書」に保護者の方が記入し、登校する日に持たせてください。なお、出席停止を必要とする主な感染症と出席停止期間の基準は次のとおりです。

○出席停止を必要とする主な感染症と出席停止期間の基準

| | |
|------------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後、3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬による治療開始後24時間以降 |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで |
| 手足口病 | |
| ヘルパンギーナ | |
| マイコプラズマ感染症 | |
| 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) | |
| その他 | |

※ 上記はめやすです。登校の判断は医師の指示に従ってください。

※ この他にも出席停止になる感染症があります。上記の疾病以外で医師から登校を制限された場合は、必ず連絡して下さい。

3 御家庭へのお願い

(1) 登校前に健康観察をし、体調が優れない場合には無理せず休養し、必要に応じて病院を受診するようにしてください。

(2) 規則正しい生活習慣が身につくようご協力ください。

- ・毎日、朝食を食べる。
- ・毎日、排便の習慣をつける。
- ・十分な睡眠をとる。(低学年は9時まで、中学年は9時半まで、高学年は10時までには寝る。)
- ・食後の歯磨きをする。



(3) 子どもたちの健康状態を知るため『保健調査票』を作成します。入学時にお渡ししますので、漏れのないよう記入をお願いします。

4 学校でのけがについて(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校管理下(通学路上の登下校を含む)で起きた事故災害について、「日本スポーツ振興センター」による医療費の共済給付制度があります。



○学校管理下のけがで、医師の治療を受け、総医療費が500点(窓口での支払総額1500円)以上の場合は、給付の対象となります。

○本制度ご利用の場合は、久御山町の子育て支援医療助成制度は利用せず、健康保険証を使ってのお支払いをお願いいたします。(もし使用された場合は、必ずお申し出下さい。)

○当面の治療費は保護者負担となり、センター手続き後、3~4ヶ月で給付金が支給されます。(3割負担の場合、医療費3割+見舞金1割の4割が給付されます。)

○病院によっては、「選定療養費」がかかる場合がありますが、これはスポーツ振興センターの給付対象外です。

○久御山町では、掛金の935円は全て町で負担されます。

○緊急に連絡が必要になる場合に備えて、『安全カード』を作成します。必ず連絡がつくように、連絡先を明確にしておいてください。また、内容に変更が生じた場合は速やかに学校へお知らせください。

5 フッ化物について

→パンフレット参照

6 食物アレルギーの対応について

→別紙参照

7 保健室の役割

保健室は、元気で楽しい学校生活を送れるようお手伝いをするところです。いろいろな検査や検診をしたり、けがの応急処置をしたり、体調不良の際の一時的な休養の場です。継続的に手当てをしたり内服薬を出したりすることはできません。また、学校管理下以外のけがについては、ご家庭での手当てをお願いします。

からだや健康のことで何か心配がある時はご相談ください。